

平成 30 年 4 月から

国民健康保険制度が変わります

この 10 年で、70 歳以上の高齢者数は **1.3 倍** に、国民医療費は **1.3 倍** になりました。
団塊世代が全員 75 歳以上になる 2025 年には、国民医療費の総額は **61.8 兆円** にもなる見込みです。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年 4 月から、これまでの市町村に加え、

都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

〈見直しの背景〉

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

見直しの柱

- ▶ 国の責任として約 3,400 億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

見直しによる主な変更点

- ▶ 平成 30 年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。
※資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。
- ▶ 平成 30 年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

○ 都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険給付の決定、支給

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成 30 年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

国民健康保険の窓口は、平成 30 年 4 月以降も引き続きお住まいの市町村です。

■ 問合せ先：町役場 健康増進課 健康保険係 ☎ 0994(65)8412